

令和7年度八頭町認知症カフェ運営事業実施団体募集要領

1 趣旨

認知症の人とその家族が互いに交流するとともに、認知症についての地域住民の理解を深めること等を目的として実施する認知症カフェ事業に対し、八頭町認知症カフェ補助金を交付する。

本募集要領は、認知症カフェの設置、運営に最も適した事業者を募集するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 事業内容

(1) 認知症の本人や家族の居場所づくり、地域住民や専門職等交流、情報交換等を目的とし、認知症の本人や家族のための支援拠点となる認知症カフェを設置する。

(2) 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに2か月に1回以上の頻度で開催し、1回あたりの開催時間は2時間以上とする。

(3) 実施場所等

八頭町内に10人以上が活動できるスペースを設け、利用者が参加しやすいカフェの場づくりをすること。事業の実施は、町報、ホームページ、チラシ等を活用して周知する。

(4) 補助内容

補助金の額は、1団体等につき補助対象事業の開催回数に5000円（同一年度内12回を限度とする。）を乗じて得た額とする。

3 募集要件

次のいずれにも該当する団体等とする。

- (1) 認知症の人やその家族に対する支援に関心を持ち、認知症カフェの開催を予定している町内に所在する者であること。
- (2) 適切な事業運営ができると町長が認める者であること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体等でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定める暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。
- (5) 代表者、運営、その他主要な点が規約、会則等で定められていること。
- (6) 団体としての運営及び会計処理が適正に行われていること。

4 受付期間

令和7年●月●日(●)～令和7年6月30日(月)

5 提出書類

受付期間中に以下の提出書類を提出先まで提出すること。

- (1) 八頭町認知症カフェ運営事業費補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 認知症カフェ運営事業計画書(様式第2号)

- (3) 事業に係る収支予算書
- (4) 構成員名簿
- (5) 食品衛生管理者となることができる資格を証する書類(食品を提供する事業を実施する場合に限る。)
- (6) 団体の定款、会則、規約等
- (7) その他必要と認める添付書類(専門職の経歴、免許証の写し、団体の活動実績がわかるもの等)

6 事業団体の選定

提出書類をもって審査する。

選考委員会は、福祉課長、保健課長、地域包括支援センター所長で構成する。

複数の申請があった場合は、下記の審査内容に基づいて審査を行い、高得点の団体を補助事業者として選定する。選定結果については、審査が完了し次第、個別に通知する。

審査項目	審査基準
運営計画	収支計画は具体的である
	事業内容は適切である
	継続運営が可能と思われる
	開催頻度は定期的かつ適切である
施設	主たる実施場所は適切である
人員	スタッフの人員は適切である
	必要時専門職への派遣や連携方法を考慮している
地域性	認知症の人や家族、地域住民が気軽に立ち寄りやすい環境である
カフェの実施	開催内容が事業目的として適切である

7 その他(留意事項)

- (1) 提出書類は原則返却しないため、問合せがあった時に対応できるよう、提出前に写しを取り、保管すること。
- (2) 地域包括支援センターや介護サービス事業者、地域の関係者等と連携を図り、地域に開かれた場になるよう努めること。
- (4) 飲食の提供については、担当課及び保健所に相談すること。
- (5) 茶菓等を提供する際には、衛生管理に留意すること。また、運営スタッフが感染源となることを予防し、運営スタッフ自身も感染の危険から守るため、必要に応じて使い捨ての手袋を使用するなど、徹底した感染予防対策を講じること。
- (6) 本事業に係る経理と他の事業に係る経費とは明確に区別をすること。
- (7) 利用者の個人情報及びプライバシーの尊重・保護に万全を期すものとし、正当な理由なくカフェ事業において知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことのないよう、具体的な対策を定めること。